

区政会議教育・子育て部会におけるご意見への対応方針

資料2

※会議の中で出たご意見やご意見票等により会議外でいただいた主なご意見について、適宜要約して記載しています。会議内での詳細な発言内容については、議事録・議事要旨にてご確認ください。

会議内で回答した発言の補足や訂正がある場合はその旨の注釈を記載しています。

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
1	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	梅原委員	【子育てに関する学びについて】 里親活動を行っていますが、近年、里子の気質が変わってきて、自分の子育て経験だけでは養育を行うことが困難となり、日常の子どもたちとのコミュニケーションの取り方をペアレントトレーニングによって学びました。具体的に常日頃から言わないと子どもは怒られているだけで何をしたいのかがほとんど伝わりません。しつけと称しかなり厳しく指導をされている方が、エスカレートし虐待につながっていくケースを多く見てきました。子育て中の親にしっかり支援をしないと虐待はなくなりません。	・子育て支援の観点から、保護者のストレス軽減を図り子育ての楽しさを伝えることが求められています。子育て支援室では、子育て中の保護者が乳幼児と一緒に楽しい時間を過ごすことで、親子とも心の安定・発達を促すと同時に、少しでもストレスが軽減でき、子育ての楽しさを知ってもらうことを目的に、年間24回子育て講座【ゆめちゃんハッピールーム】を開催しています。保育士による遊びのプログラムや外部講師を迎え、ミュージック・ケア、ヨガの実施等行っています。子育て講座に親子で参加する中、講師の子どもへの言葉かけや対応の方法、他の保護者の方の子どもへの関わり方等を見て、感じ考えることが日常の子どもたちとのコミュニケーションの取り方の学びにもなると考えます。 また、専門家講師による子育て講座では“子どもの思い”についての講義を実施することにより、子育てに悩む保護者の支援に繋がられたらと考えております。他にも、実施すべき子育て講座内容等ございましたら、是非ともお知らせ願いたいと考えております。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当
2	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【子育て支援について】 講座に来る人は問題ないですが、そういう場を設けても来ない人が問題です。出生届を出された方に対して子育て支援室がどうつながっているのか？3歳児健診から小学校入学までの間にどういった案内がどういった手段で伝わっていくのかを教えてください。	・3歳児健診以降は、令和2年度から4歳児訪問事業に24区で取組んでおり、4歳児全てに健康教材をお配りし、状況確認や健康教育を行っています。 ・令和4年度から淀川区では4.5歳児訪問事業を実施します。区内の就学前施設と区役所が連携することにより、児童の健康状態や発達状況、生活状況等を把握し適切な支援につなげると共に、児童虐待の早期発見及びハイリスク家庭への早期支援を図ること、妊娠期から中学生までの間の切れ目ない子育て支援をめざします。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当
3	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【子育て支援について】 ・町会で出生祝いをしたいのですが情報が入ってきません。個人情報云々がありますが、窓口で出生届を出された方に「地域の方に御紹介してもいいですか」と聞くことは、やっとならないことなのですか？ ・役所の窓口で出生届を出す方に「あなたの子どものために地域にたくさんのサポーターがいて、きっと応援してもらえるから御紹介していいですか」って聞くことはダメですか？	・母子健康手帳の交付時には保健師による妊婦面接を同時に実施しており、母子健康手帳の活用方法や妊婦教室の案内、地区担当保健師の紹介、予防接種の説明など、20～30分程度のお時間をいただいています。 ・この限られた時間のなかで、妊婦の方から出産に関する個人情報を地域へ提供することの同意を得ることは困難であると考えます。地域で孤立し支援を必要とする子どもたちへのサポートについてのご意見としてありがたく頂戴するとともに、今後とも気になる親子への声がけなど、地域でのご支援をお願いいたします。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
4	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	米田委員 久原委員	【子育て支援について】 ・手を挙げられない方や隠れている方が一番大事だと思います。私の地域では、地域包括センターの職員に参加してもらい、民生委員でケア会議をしています。守秘義務の問題はありますが、地域で見守ってほしい子どもさんの情報を保健師さんからこういう事例があるというのを下ろしていただきたいです。 ・情報が欲しいです。どうしたら世話役をやっている町会の者たちに情報が渡るのか。プライバシーもあるし、拒絶する人も多々いるかもしれないですが、見守ることはでき、最悪（のケース）は避けられるんじゃないかとも思います。だから、その情報をいかに得られるか、ここがポイントです。そうしたらいろんな支援がつながっていくと思います。	・民生委員・児童委員さんには守秘義務がある中で、私どもが願っていることは、乳幼児健診に来られなかったお子さんのうち、どうしても役所から連絡がつかない方について、各地域の民生委員・児童委員さんに子ども・子育て見守りを願ひし、訪問結果を送っていただいています。 ・児童福祉法に基づく淀川区要保護児童対策地域協議会（事務局：区子育て支援室）では、民生委員・児童委員や主任児童委員の方々を構成機関として位置づけており、要保護児童支援のため、見守り等をお願いすることがあります。状況に応じてのお願いとはなりますが、今後とも、ご協力いただきますようによりしくお願いします。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当
5	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【学校徴収金について】 民生委員は、中学校の子が不登校になっていることも知らなかったし、その子が学校徴収金を払っていなかったことも知らなかった。区役所の中同士で、生活支援担当と教育支援担当で情報交換がない。学校徴収金を払っていないことで、子どもが虐待を受けているのではないかと、という情報は、実際に区役所間で共有されていないでしょう。	ご意見ありがとうございます。 ・淀川区では小・中学生を対象にしたこどもサポートネット事業を行っています。この事業では学校における気づきを見える化して区役所等の支援につなげるため、学校徴収金の納入状況を含む全児童・生徒の状況を学校で把握した上で、教職員とともに区役所に配置されているこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員、学校に配置されているスクールカウンセラーなどが、専門的な見地からアセスメントを行い、課題に応じて適切な支援に繋いでいます。民生委員・児童委員、主任児童委員の方々には、こどもサポートネットの会議への参加や見守り等をお願いする場合がありますのでご協力をよろしくお願いします。 ・また淀川区役所では、区民の方が生活に困っているなどの気になる事案や複合的な課題を抱えた事案があれば、生活困窮者担当の窓口と連絡し、関係課・関係機関が対応策を検討する仕組みがあり、担当間で連携を徹底してまいります。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当 保健福祉課・保健福祉担当
6	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	梅原委員	【子育て支援について】 民生委員さんや家庭支援員さんが、地域の見守りを強化することによって、子育てが大変な家庭をどれくらい把握できるのかが大事だと思います。いろんな要因があって、子育てがうまくいってない家庭はあると思います。いろいろ支援を受けられなかった人が、川上におられて、どんどん流れてくるのを保護していく、これではいつまでたっても虐待ゼロ社会にはならないので、そこところに支援をしっかりと入れていくということを施策としてやらないといけないと思います。いろんな支援の団体があるという周知をしっかりとやっていかないといけない。広報誌「よどマガ！」への掲載やSNSでの発信を通して、子育て支援施策や子育ての学びの場を周知し、どこへでも助けを求めていけますよということをしっかりと周知する必要があります。と思います。	・子育てに困った時に相談できる所として、区役所には子育て支援室（家庭児童相談員・保育士・保健師）・健康相談（保健師）・スマイルステップがあります。また、区内には、子ども・子育てプラザ・2か所の支援センター、児童家庭支援センター博愛社があり、東淀川区の北部子ども相談センターも相談利用できます。 ・お子さんと一緒にお出かけできる所としては、区内2か所の支援センター、6か所のつどいの広場、図書館があります。地域で運営される18か所の地域子育てサロンもありますが、コロナ禍でなかなか開催が難しい状況です。 ・児童虐待ゼロをめざし、少しでも子育てのしんどさが軽減されたと感じられるよう、より多くの方に各施設をご活用いただけるように関係団体と連携して取り組んでまいりたいと思います。 また、子育て情報誌やSNSを活用し、区内のいろいろな情報を発信していきたいと思っています。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
7	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	西澤委員	【不登校に関する課題について】 把握されている淀川区の不登校児童・生徒の数はどのぐらいですか。	淀川区役所として集計はしておりませんが、1クラス当たり1名以上在籍していると考えています。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
8	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	米田委員	【不登校に関する課題について】 私の地域では年に3回、民生委員長と主任児童委員、中学校の学校長と指導員、先生と学校の状況の話し合いをしています。そこでも不登校の話があり、毎日行っていない子と、毎日行っても1箇月に1回、2回来る子で計算の方法が違うから、学校も一概に不登校の数は分からないという返答です。欠席日数による不登校の判断基準が国で決まっているんですね。	文部科学省において、不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校したくないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。 なお、大阪市では、小学校1校当たりの在籍比率1.19人、中学校1校当たりの在籍比率6.48人と公表されています。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
9	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	米田委員	【不登校に関する課題について】 ネグレクティブの親御さんが問題です。学校に行かずに下の子どもさんを育てるとか、いろんなことが悪循環になっています。親御さんは小学校の先生に話を聞いていただきたいと思いますが、先生も授業もあるし時間もありません。今は淀川区もスクールカウンセラーが増えて、小学校、中学校に配置されていますが、親御さんにまで届いていない。私たちがもしも本当にチームベースでできるのであれば、そういうチームをつくりながら活動もできると思うんですけど。本当に子どもより親の問題じゃないのかなというのをすごく痛切に感じています。	不登校の問題は、親に問題のある場合があるとのこと意見をいただきました。現在、淀川区では小・中学生を対象にしたこどもサポートネット事業を行っています。この事業では学校における気づきを見える化して区役所等の支援につなげるため、学校で全児童・生徒の状況を把握した上で、教職員とともに区役所に配置されているこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員、学校に配置されているスクールカウンセラーなどが、専門的な見地からアセスメントを行い、課題に応じて適切な支援に繋がります。不登校の原因が家庭が要因と考えられる場合は、今後ともこの仕組みを活用し、子育て世帯への支援を進めてまいります。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当
10	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【不登校に関する課題について】 アメリカは、不登校を積極的不登校と消極的不登校に分けています。いじめられている子は絶対支援が必要なので消極的不登校は仕方ない。でも、積極的不登校は親と一緒にいるから解決しないです。そうしたら、不登校にしていることが虐待となりませんか。	・不登校に悩まれる保護者の方には私どもの子育て支援室にご連絡をいただきたいと思います。家庭児童相談員がお話をお伺いし、必要に応じて学校とお話をさせていただいたり、状況に応じた支援をさせていただいたりしています。 ・不登校だから必ず虐待かと言われると、そうではないですが、そのおそれはあるかと思っています。その世帯の状況について、さまざまな調査をさせていただき、虐待として取り扱うのが適切かどうかを検討します。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
11	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【不登校に関する課題について】 親が行かんでいって言っているという情報をつかんで、子育て支援室にこれ虐待って認めてもらえないのですかって言ったことが自分の経験上何度もあります。支援室さんはもっといっぱい虐待案件を持っているから大変ですけど、我々が児童委員として虐待案件だと通報したとしても、受けてもらえてないです。我々地域から、虐待で不登校になっていないかという案件をどんどん言ってきてくださいと言われるのか、それとも言ってきてもらっても無理と言われるのか、どちらでしょうか。	・虐待の通告は、虐待ではないかと思われた時点で、区子育て支援室や、時間外や休日にはこども相談センター（189又は児童虐待ホットライン0120-01-7285）へご連絡いただければと思います。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当
12	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	森委員	【不登校に関する課題について】 不登校になる要因はいろんな理由がありますが、大事なのは、ごく当たり前のことを当たり前のようにできることを教えていないからです。あいさつやごみ拾い、履物をそろえるなど、そのルールを守らせることが重要です。だから、淀川区役所の職員の皆さんや学校の先生方が、ごく当たり前の易しいことから、子どもが毎回楽しみに続けてやれる仕掛けを教育していただきたいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 委員ご意見のとおり、大阪市としても、基本的モラルを子どもたちに身につけさせる取り組みが必要だと考えており、各校において、「特別教科 道徳」（小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から全面实施）を要として倫理や規範意識、社会性を育む教育の取り組み、基本的モラルを子どもたちに身につけさせる取り組みを進めています。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
13	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【不登校に関する課題について】 不登校は、減らすべきものですか、放置しておくべきものですか。	もちろん、学校教育はしっかり受けていただきたいので、学校に来ていただきたい、不登校は減らすべきものと考えております。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
14	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【不登校に関する課題について】 親が子どもに学校へ行かさないというのは虐待という定義でよろしいでしょうか	保護者が理由なく子どもに対して学校に行くことを禁じている場合は、子どもが教育を受ける機会を奪っていることから虐待であると一般的に考えられますが、学校での人間関係やいじめなどを理由に子どもが登校しづらい場合において、無理に行かせることが問題解決にはならないため、親が子どもに対して虐待をしていると判断することは難しいかと思います。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当
15	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【不登校に関する課題について】 不登校を親が奨励しているというのは虐待に当たるということを世の中に発信できれば、不登校の定義は変わってくると思います。積極的不登校の中でも、虐待になるのですよということを出せば、かなり不登校は下がってくるのではないかな。淀川区としてそういうことをPRしていくことで、キャンペーンみたいな形で訴えていくということは、不可能ではないような気はしますけど。	文部科学省が通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日）にあるように、「不登校児童生徒への支援は『学校に登校する』という結果のみを目標とするのではなく」「フリースクールでの受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援をすること」が重要であると示された現状では、親が学校に行かなくていいと言ったことがそのまま虐待というところまではいいないと思います。 ※会議後に回答を補足しています	保健福祉課・子育て支援担当 市民協働課・教育支援担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
16	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	西川委員	【不登校に関する課題について】 「もう何もしたくなかったら、もうせんでいい」では、これからの子どもが大きくなったときに、本当にどうやって成人していくのかと思います。私も中学校の不登校に何年か関わっていたのですが、学校のそばまで来ているのに入れないという子どもがいました。そのときは褒めてあげて、また帰る…ということを行いました。学校がどこまで褒めてあげてとか、どこまでしてあげてという、何か手を差し伸べられるような方法があればなと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 各校においても、学校には来ることが何とかできたが教室には入れない子どもには、保健室など別室で過ごさせることを通じて少しずつ学校に慣れてもらうといった取り組みを、子どもの状況に応じて、工夫して行っています。 何かよい方法がありましたら、今後ともご意見いただければと思います。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当
17	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	奥委員	【不登校に関する課題について】 不登校の理由を私には話せるが、学校の先生には話せない子どももいます。学校の先生を後押しするのも区役所の教育支援として、やってほしいなと思っています。	貴重なご意見ありがとうございます。 不登校の施策については、現在、例えば、企業や区社協等との連携など、具体的な取組について区役所内で検討中ですので、よろしく願いいたします。 ※会議後に回答を補足しています	総務課 政策企画課
18	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	梅原委員	【不登校に関する課題について】 ・不登校の子どもたちの要因はたくさんありますが、大きな要因は友達関係と親子関係です。保健室やスクールカウンセラーの部屋なら行けるという子どもたちは多いです。友達からも離れられるし、家庭からも離れられる場所、居場所。そういう居場所をつくらないといけないなと思っています。不登校前の支援は、そういうスクールカウンセラーや学校の職員の方々の努力である程度いけるかなと思うのですが、家庭の不調に対しては地域の民生委員さんやいろんな方々がチーム養育していかないと難しいと思います。でも、民生委員さんにしても地域の方はなかなか入れないですね。そこを何とかできるような仕組みをどうしたらつくれるのかというところは難しい問題で、専門家をたくさん養成しないといけないかな、配置しないといけないかなと率直に思っています。 ・不登校は学校の問題なのか、家庭の問題なのか、を見極めながら、状況に適した施策を打っていかないと解決しないと思います。権利の問題ばかり言ってもなかなか解決しないので、子どもファーストで、子どもの学校への行きづらさ、その問題はどこにあるのかをチームで考えていかないといけないと思います。子育て支援室だけではいけないし、教育・支援担当だけでもいけない、地域の我々も入ってどう解決していくか筋道を立てていながら施策を打っていくことが大切だと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 ・不登校の子どもたちの居場所について、現在も各校において、学校には来ることが何とかできたが教室には入れない子どもには、保健室など別室で過ごさせることを通じて少しずつ学校に慣れてもらうといった取り組みを、子どもの状況等に応じて、工夫して行っています。 ・不登校に関する相談を子育て支援室の家庭児童相談員がお受けしています。相談者である保護者はもちろん子どもや学校から状況を聞き取り、主な訴えや希望を整理し、一緒に考えながら状況改善に努めています。 ・例えば、きっかけとして登校時に付き添ったり、学校での個人面談時に同席したり、医療機関へ同行したり、放課後等デイサービスへつなげたりしています。家から出られない場合は定期的に家庭訪問を行っているケースもあります。 ・情報提供としても、フリースクールや不登校支援の関係機関、教育相談の窓口、保護者の交流会、子ども食堂等の紹介をしています。ぜひ、ご利用いただければと思います。 ※会議後に回答を補足しています	市民協働課・教育支援担当 保健福祉課・子育て支援担当
19	R4.2.16	第1回教育・子育て部会	西澤委員	【不登校に関する課題について】 多様な視点で子どもの内面を把握していく努力をし、支援する方法を深めていくと、子どもには、学校は思っているほど大変なところじゃないという意識が変わっていくと思います。現場でもそういう動きをされていると思いますが、働きかけをすることによって少しでも解消していく問題もあると思います。		

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
20	R4.2.16	第1回教育・子育て部会 (事後意見)	久原委員	【子育てに関する学びについて】 幼児期の学びに関しては、両親、特に母親が不安を抱えている現実があります。すぐに相談したい、不安を解消したいと思っている人達に身近なLINE等のSNSで相談コーナーを作ってはどうか。また様々な講座が運営されているが、必要とされている人達に情報が渡っているかという疑問を持っています。今の若い親達は紙媒体よりもっと見てもらえるようにSNSで発信してほしいです。	・大阪府にお住まいの子どもと保護者の方は、子育ての悩みや親との関係で困っていることがあれば、令和4年10月31日まで「子どもと親の相談らいん@おおさか」(LINE相談) がご利用いただけます。相談できる日時や方法等については、大阪市HP (https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000540246.html) に記載されていますので、必要とされる方にお伝えいただければと思います。 ・広報誌「よどマガ!」に、「淀川区子育て情報誌ゆめキッズ」のQ Rコードを掲載しています。紙媒体よりもネットのほうが身近ということで、掲載することになりました。	保健福祉課・子育て支援担当
21	R4.2.16	第1回教育・子育て部会 (事後意見)	久原委員	【不登校に関する課題について】 部会で不登校の現実について結局はっきりわからなかった。不登校の定義について。	貴重なご意見ありがとうございます。 不登校の定義については、文部科学省において、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校したくないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」とされています。 そのため、年間30日未満ではあるが欠席の多い子ども、遅刻・早退が多いが欠席はしていない子どもなどは、不登校の定義から外れてしまうため、不登校傾向にある子どもの実態については、残念ながら明確に申し上げられる状況にございません。	市民協働課・教育支援担当